

労働報酬下限額（委託等）について

(1) 929 円 …………… 資料 2 - 1

平成 27 年度同様の算出方法

神奈川県における賃金改定の目安が 18 円の引き上げとの答申がされましたので、その引き上げの内、乖離等により考慮する金額はないため、18 円を反映させると次の額となります。

$$\underline{911 \text{ 円} (\text{平成 27 年度厚木市労働報酬下限額}) + 18 \text{ 円} = 929 \text{ 円} \cdots (1) \text{ (案)}}$$

(2) 1,115 円

その他公的機関が定める労務単価を基にした額

その他公的機関が定める労務単価として、国土交通省が建築保全にかかる保全業務費の積算に用いるため建築保全業務労務単価を作成していますので、それを基に設定いたしました。

平成 27 年度建築保全業務労務単価（資料 2 - 2）の東京の中で最も低い額（清掃員 C 9,900 円）を 8 で除して得た額（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。）に 100 分の 90 を乗じて（1 円未満の端数がある場合は切り上げる。）算出しております。

$$\underline{9,900 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} \times 0.9 = 1,115 \text{ 円} \cdots (2) \text{ (案)}}$$